証券コード　4370
2021年11月12日

株　主　各　位

東京都品川区西五反田三丁目11番６号
サンウエスト山手ビル５階
モビルス株式会社
代表取締役社長　石井智宏

第10回定時株主総会招集のご案内

拝啓　益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第10回定時株主総会を次のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年11月26日（金曜日）午後６時までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

１．日　　時　　2021年11月29日（月）午前10時00分（受付開始　午前９時30分）
２．場　　所　　東京都品川区西五反田三丁目11番６号サンウエスト山手ビル５階
　　当社本店会議室
３．会議の目的事項
　報告事項　　第10期（2020年９月１日から2021年８月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
　決議事項
　　第１号議案　　取締役の報酬額改定の件
　　第２号議案　　監査役の報酬額改定の件
　　第３号議案　　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
　　第４号議案　　監査役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以上

当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://mobilus.co.jp/ir/meeting）に掲載させていただきます。

議案及び参考事項

第１号議案　　取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬総額は、2018年11月28日開催の第７回定時株主総会において、年額27,600千円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、当該報酬総額を年額150,000千円以内（うち社外取締役分は年額30,000千円以内）に改定することにつき、ご承認をお願いするものであります。本改定は、株式会社東京証券取引所マザーズ上場（2021年９月）に伴う職責の拡大、その後の事業領域の拡大を含む経営環境の変化を鑑みた将来の取締役の増員及び今後の経済情勢の変化等諸般の事情を考慮いたしまして、相当と考えております。

また、現在の取締役は３名（うち社外取締役は１名）であります。

なお、その具体的な配分は、監査役の事前協議及び取締役会決議を経たうえで、代表取締役に一任することといたします。

第２号議案　　監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬総額は、2018年11月28日開催の第７回定時株主総会において、年額4,800千円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、当該報酬総額を年額30,000千円以内に改定することにつき、ご承認をお願いするものであります。本改定は、株式会社東京証券取引所マザーズ上場（2021年９月）に伴う職責の拡大、その後の事業領域の拡大を含む経営環境の変化を鑑みた将来の監査役の増員及び今後の経済情勢の変化等諸般の事情を考慮いたしまして、相当と考えております。

また、現在の監査役は３名であります。

なお、その具体的な配分は、監査役の協議に一任することといたします。

第３号議案　　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2018年11月28日開催の第７回定時株主総会において年額27,600千円以内とご承認いただいており、第１号議案を原案どおりご承認いただいた場合、年額150,000千円以内（うち社外取締役分は年額30,000千円以内）となりますが、今般、取締役（以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠の内枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式を報酬等として付与することにつきご承認をお願いいたします。

当社は、2021年10月26日開催の取締役会において、本議案を原案どおりご承認いただいた場合における方針として、取締役の個人別の報酬等の決定方針を定めており、その概要は末尾に記載のとおりです。本議案は、当該方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっており、また、取締役に１

年間に発行又は処分される株式総数の発行済株式総数5,570,844株（2021年10月26日現在）に占める割合は約0.54％であります。そのため、本議案の内容は相当であると考えております。

なお、現在の対象取締役は３名（うち社外取締役は１名）です。

１．　譲渡制限付株式の発行又は処分の方法

本議案に基づく譲渡制限付株式の発行又は処分は、対象取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法で行うものといたします。

２．　対象取締役に対して付与する譲渡制限付株式の上限数及び上限額

本議案に基づき譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数は年30,000株以内（うち社外取締役分は年6,000株以内）（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、分割比率又は併合比率に応じて当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、総額は年額45,000千円以内（うち社外取締役分は年額9,000千円以内）といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、当社は、対象取締役に対して、当該発行又は処分に係る現物出資に充当する金銭報酬債権を支給するものとし、当該発行又は処分の１株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日までの直近1か月間の東京証券取引所における当社の普通株式の終値の単純平均値を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

３．　対象取締役に対して付与する譲渡制限付株式の概要

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

（１）　対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日（ただし、本割当株式の交付の日の属する事業年度の経過後３月を経過するまでに退任又は退職する場合につき、当該事業年度経過後６月以内で当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（２） 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記（１）に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（３） 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記（１）に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記（２）に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記（１）に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

（４） 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（３）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（５） 当社は、法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。

（６） 上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

（７） 上記（６）に規定する場合においては、当社は、上記（６）の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（ご参考）
（１）当社は、当社の従業員に対しても、譲渡制限付株式を付与する予定であります。
（２）取締役の個人別の報酬等の決定方針の内容は、以下のとおりです。

＜取締役の個人別の報酬等の決定方針＞
１．基本方針
当社の取締役（社外取締役含む。）の報酬額は、会社の業容規模や経営内容等を勘案し、取締役個人の担っている職責（当社への経営責任・貢献度等）等に応じた固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）と、当社の企業価値の持続的な向上を図る中長期インセンティブとしての譲渡制限付株式報酬により構成しております。

２．基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針
当社の取締役（社外取締役含む。）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、会社の業容規模や経営内容等を勘案し、取締役個人の担っている職責（当社への経営責任・貢献度等）等に応じ、総合的に勘案して決定するものとしております。

３．非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針
当社の取締役（社外取締役含む。）の非金銭報酬等は、当社の企業価値の持続的な向上を図る中長期的インセンティブとしての譲渡制限付株式報酬を採用します。
その内容は事前交付型の譲渡制限付株式とし、毎年取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式の付与のための報酬として株主総会で承認された範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役が、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けるものとします。また、当該譲渡制限付株式の給付期日から取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれも退任（ただし、退任と同時にかかる地位のいずれかに就任または再任する場合を除きます。）する日までの間、本株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとします。
なお、各取締役に対する譲渡制限付株式報酬（その付与のための金銭報酬債権）の額は、当社における各取締役の職責（当社への経営責任・貢献度等）等を総合的に勘案の上、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長が決定するものといたします。

４．金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
基本報酬（金銭報酬）と譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬等）の支給割合は、取締役が中長期的な企業成長へ貢献し、かつ株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲が高まるように、最も適切な支給割合となることを方針としております。

５．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任に関する事項
当社は、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、取締役の個人別の基本報酬（金銭報酬）および譲渡制限付株式報酬の額を決定することであります。
これらの権限を委任した理由は、代表取締役社長が当社の属する業界に携わってきた経験から、当社の経営内容、取締役の責任・貢献度等を俯瞰して把握しているためであります。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、取締役の報酬金額に関する決定書を社外役員が閲覧する等の措置を講じております。

以上

第４号議案　　監査役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
当社の監査役の報酬等の額は、2018年11月28日開催の第７回定時株主総会において年額4,800千円以内とご承認いただいており、第２号議案を原案どおりご承認いただい

た場合、年額30,000千円以内となりますが、今般、監査役（以下「対象監査役」といいます。）に当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを付与することを目的として、上記の報酬枠の内枠で、対象監査役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いするものであります。

本議案に基づき対象監査役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額6,000千円以内といたします。また、各対象監査役への具体的な配分については、監査役の協議によって決定することといたします。

なお、現在の対象監査役は３名です。

また、対象監査役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年4,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その１株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日までの直近１ヶ月間の東京証券取引所における当社の普通株式の終値の単純平均値を基礎として、対象監査役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象監査役との間で、第３号議案「取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」に記載の本割当契約と同様の内容の譲渡制限付株式割当契約を締結するものとします。

以上

（添 付 書 類）

事 業 報 告

（2020年９月１日から
2021年８月31日まで）

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当社はコンタクトセンター向けCRMソリューション市場に属していますが、広義にはコンタクトセンター向けBPOサービス市場を対象としております。当該コンタクトセンター向けBPOサービス市場におきましては、2019年度においては9,963億円と見込まれており2022年度には1兆391億円に到達し堅調な成長が予想されています（矢野経済研究所コールセンター市場総覧2020）。2021年以降も既存システムの刷新や「働き方改革」を契機とした業務効率化を目的とする新規のシステム導入／開発が堅調なことから、SaaSが市場の成長を牽引していくと予想されております。

当社の主要市場であるコンタクトセンター向けCRMソリューション市場における、対応の自動化、ノンボイス対応へのシフト、システムのクラウド化といったトレンドが緩やかながら確実に起こっており、当社の事業も確実に伸長しつつあります。コンタクトセンター向けCRMソリューション市場のメインプレイヤーであるBPO事業会社やSIer企業も、チャットボットを始めとした自動化ツールと有人オペレータによるチャットサポートの導入を顧客企業に対し推進し始めており、ますます採用企業は拡大していくことと考えております。

このような環境のなか、当社の主要事業であるSaaSサービスは、コアプロダクトである「モビエージェント（MOBI AGENT）」が順調にユーザー企業数を伸ばしており、金融、メーカー、サービスと業界を問わずにリーディング企業に採用をいただきました。また、AI電話自動応答システム「モビボイス（MOBI VOICE）」は、BCP（事業継続計画）対策やバックオフィス業務の効率化の一環などの背景から、ユーザー企業が拡大してきております。プロフェッショナルサービスは、カスタマイズ案件獲得が堅調に推移しました。イノベーションラボサービスは、既存顧客から継続的な発注があり順調に推移しました。

以上の結果、当事業年度における売上高は1,235百万円（前期比29.6％増）、営業利益は134百万円（前期比220.6％増）、経常利益は146百万円（前期比168.2％増）、税務上の繰越欠損金の解消に伴い繰延税金資産の一部を取り崩したことなどにより、当期純利益は133百万円（前期比79.2％増）となりました。

(2) 設備投資等及び資金調達の状況

当事業年度中において特筆すべき設備投資はありません。

(3) 財産及び損益の状況

区分		第６期 (2017年８月期)	第７期 (2018年８月期)	第８期 (2019年８月期)	第９期 (2020年８月期)	第10期 (2021年８月期) 当期
売上高	(千円)	422,335	679,793	741,094	952,657	1,235,091
経常利益又は 経常損失（△）	(千円)	△31,232	103,341	△88,845	54,645	146,577
当期純利益又は 当期純損失(△)	(千円)	△34,271	69,109	△103,980	74,504	133,540
１株当たり当期純利益又は １株当たり当期純損失(△)	(円)	△157.21	317.02	△22.17	15.53	25.63
総資産	(千円)	464,302	1,019,345	973,023	1,644,761	1,777,583
純資産	(千円)	341,509	827,333	723,352	1,251,518	1,385,059
１株当たり純資産額	(円)	△323.91	△6.89	154.25	240.18	265.80

(注) １．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済普通株式数により、１株当たり純資産額は、期末発行済普通株式数より算出しております。

２．2021年５月17日開催の取締役会決議に基づいて、2021年６月１日付でＡ種優先株式64,071株、Ｂ種優先株式61,037株、Ｃ種優先株式47,679株及びＤ種優先株式43,450株を自己株式として取得し、その対価として普通株式をそれぞれ64,071株、61,037株、47,679株、43,450株交付しております。また、同取締役会決議に基づき、自己株式として取得した当該Ａ種優先株式、Ｂ種優先株式、Ｃ種優先株式及びＤ種優先株式の全てを2021年６月１日付で消却しております。

３．当社は、2021年５月17日開催の取締役会決議により、2021年６月１日付で普通株式１株につき12株の株式分割を行っておりますが、第８期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)を算定しております。

(4) 対処すべき課題

① 新技術への対応、開発体制の強化

当社は、最先端のAIテクノロジーに対応した新しいサービスを開発することが、事業展開上重要な要素であると認識しており、新しいテクノロジーに対応できる開発体制を構築することが経営の重要な課題であると認識しております。そのため、最新テクノロジーの把握、エンジニアスタッフの教育、R&D（研究開発）専門の組織の構築など、技術習得活動、開発活動を強化してまいります。

② 認知度及びブランド力の向上

当社のSaaS商品については、導入企業から一定の評価を受けておりますが、認知度の向上及びブランド力の強化は重要な経営課題であると認識しております。顧客ニーズへの対応、サービスの強化に努める一方、営業活動、広告宣伝活動を積極的に展開し、認知度向上に取り組んでまいります。

③ カスタマーサクセスの実現について

当社の主力サービスである「モビエージェント」は、コールセンター等の運営をサポートするチャットサポートシステムですが、AIの強み、人の強みを活かすことでコールセンターの応対効率の改善、スタッフのストレス軽減を行い、効率的な運営を実現することが可能です。

当社サービス導入後も継続的に利用していただくためには、当社サービスを利用することによって顧客自身に成功体験、付加価値を提供できることが重要であると考えております。そのため、組織内にカスタマーサクセス実現を目的とした担当者を設置し、全社的に実現体制の構築、取り組み方の共有を行うなどカスタマーサクセスを実現できるサービス体制構築に取り組んでまいります。

④ コーポレート・ガバナンス体制の強化

当社が継続的な成長を維持するためには、事業拡大だけではなく、コーポレート・ガバナンス体制の強化と内部管理体制、コンプライアンス体制を強化することが重要であると認識しております。そのため経営の公平性、透明性、健全性を確保すべく、社外取締役、監査役監査体制、内部監査、会計監査及び内部統制システムの整備等によりその強化を図ってまいります。

⑤ 人材の確保、育成について

当社の展開しているSaaS商品は、自社開発していることから、優秀な人材による開発体制が構築できておりますが、今後事業規模を更に拡大していくためには、優秀な人材の獲得と育成が必要であります。特に技術力のあるエンジニアについては、採用が困難であります。そのため、人事専任者を設置して採用を強化するとともに、評価制度、社内キャリアパス制度を構築することで人材の育成に努め、更なる経営体制の強化に努めてまいります。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容（2021年８月31日現在）

コンタクトセンター向けSaaSプロダクト（モビシリーズ）などのCXソリューションの提供。

(7) 主要な営業所及び工場等（2021年８月31日現在）

本社　：　東京都品川区

(8) 使用人の状況（2021年８月31日現在）

使用人数	前事業年度末比	平均年齢	平均勤続年数
72名	４名増	37.8歳	2.6年

（注）使用人数は就業人数でありますが、臨時雇用者数10名は含めておりません。

(9) 主要な借入先及び借入額（2021年８月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	144,093千円
株式会社三井住友銀行	3,876千円

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　　20,843,300株

(2) 発行済株式の総数　　5,210,844株

(3) 株主数　　18名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
ラン・ホアン	1,783,524株	34.23%
阮 明徳	600,000株	11.51%
三菱ＵＦＪキャピタル５号投資事業有限責任組合	533,556株	10.24%
エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社	521,400株	10.01%
トランス・コスモス株式会社	366,228株	7.03%
グローバル・イノベーション・ファンドⅢ	366,228株	7.03%
株式会社オウケイウェイヴ	210,000株	4.03%
ＫＳＰ４号投資事業有限責任組合	192,000株	3.68%
石井 智宏	144,000株	2.76%
ＳＭＢＣベンチャーキャピタル３号投資事業有限責任組合	97,668株	1.87%

（注）１．自己株式は保有しておりません。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

名称	第２回新株予約権	第３回新株予約権
新株予約権の数	1,200個	240個
保有人数 当社取締役	 １名	 １名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式　14,400株	当社普通株式　2,880株
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株当たり　５円	１株当たり　146円
新株予約権の行使期間	2017年６月26日から 2025年６月25日まで	2018年７月23日から 2026年６月22日まで
新株予約権の主な行使条件	（１）新株予約権者は、当社の普通株式が東京証券取引所その他国内外の金融商品取引市場において取引銘柄として上場申請されるまでは、本新株予約権を行使することができない。 （２）新株予約権者は、次の事項に該当した場合、本新株予約権を行使することができない。 ① 法令又は当社の社内規定等の内部規律に対する重要な違反行為があった場合 ② 禁固以上の刑に処せられた場合 ③ 新株予約権者が当社所定の書面により本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合	（１）新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、割当日から保有する新株予約権の行使の時点までの間、当社の取締役、監査役、従業員又はアドバイザーの地位になければならない。但し、当社も若しくは当社関係会社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合又は定年退職その他正当な理由がある場合は、この限りでない。 （２）新株予約権者は、当社の普通株式が東京証券取引所その他国内外の金融商品取引市場において取引銘柄として上場申請された日以降においてのみ新株予約権を行使することができる。 （３）新株予約権者は、次の事項に該当した場合、本新株予約権を行使することができない。 ① 法令又は当社の社内規定等の内部規律に対する重要な違反行為があった場合 ② 禁固以上の刑に処せられた場合 ③ 新株予約権者が当社所定の書面により本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合

名称	第４回新株予約権	第６回新株予約権
新株予約権の数	4,500個	4,299個
保有人数 当社取締役	 １名	 １名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式　54,000株	当社普通株式　51,588株
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株当たり　410円	１株当たり　729円
新株予約権の行使期間	2019年10月13日から 2027年10月12日まで	2020年５月31日から 2028年５月30日まで
新株予約権の主な行使条件	（１）新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、割当日から保有する新株予約権の行使の時点までの間、当社の取締役、監査役、従業員又はアドバイザーの地位になければならない。但し、当社も若しくは当社関係会社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合又は定年退職その他正当な理由がある場合は、この限りでない。 （２）新株予約権者は、次の事項に該当した場合、本新株予約権を行使することができない。 ① 法令又は当社の社内規定等の内部規律に対する重要な違反行為があった場合 ② 禁固以上の刑に処せられた場合 ③ 新株予約権者が当社所定の書面により本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合	（１）新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、割当日から保有する新株予約権の行使の時点までの間、当社の取締役、監査役、従業員又はアドバイザーの地位になければならない。 （２）新株予約権者は、次の事項に該当した場合、本新株予約権を行使することができない。 ① 法令又は当社の社内規定等の内部規律に対する重要な違反行為があった場合 ② 禁固以上の刑に処せられた場合 ③ 新株予約権者が当社所定の書面により本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合

名称	第８回新株予約権
新株予約権の数	8,500個
保有人数 当社取締役	 ２名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式　102,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株当たり　1,067円
新株予約権の行使期間	2022年８月16日から 2029年８月15日まで
新株予約権の主な行使条件	（１）新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、割当日から保有する新株予約権の行使の時点までの間、当社の取締役、監査役、従業員又はアドバイザーの地位になければならない。 （２）新株予約権者は、次の事項に該当した場合、本新株予約権を行使することができない。 ① 法令又は当社の社内規定等の内部規律に対する重要な違反行為があった場合 ② 禁固以上の刑に処せられた場合 ③ 新株予約権者が当社所定の書面により本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合

（注）当社は、2021年６月１日付で普通株式１株につき12株とする株式分割を行っております。

(2) 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2021年８月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石　井　智　宏	―
取締役	加　藤　建　嗣	コーポレートディビジョン長、CFO
取締役	安　達　俊　久	グローバルIoTテクノロジーベンチャーズ株式会社 代表取締役社長 株式会社リンクバル　社外取締役 RIZAPグループ株式会社　社外取締役　監査等委員
常勤監査役	成　田　芳　生	―
監査役	髙　松　　明	大阪大学ベンチャーキャピタル株式会社　社外監査役
監査役	吉　永　健　兒	サイバーレーザー株式会社　社外監査役 株式会社クリーンベンチャー21　社外監査役 日本スーパーマップ株式会社　社外監査役 株式会社Piezo Studio　社外監査役

(注) １．取締役安達俊久氏は、社外取締役であります。
２．常勤監査役成田芳生、監査役髙松明及び吉永健兒の各氏は、社外監査役であります。
３．監査役髙松明氏は、2021年6月25日付けで株式会社中広の社外監査役を退任しました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

(3) 会社役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社におけるすべての取締役、監査役及び執行役員等を被保険者として、会社役員等賠償責任保険契約（マネジメントリスクプロテクション保険契約）を保険会社との間で締結しております。

当該契約の内容の概要は以下のとおりです。

・第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった訴訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。
・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。
・当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	対象となる役員の員数（名）	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）		
			金銭報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役	3	27,600	27,600	—	—
（うち社外取締役）	(1)	(600)	(600)	(—)	(—)
監査役	3	4,800	4,800	—	—
（うち社外監査役）	(3)	(4,800)	(4,800)	(—)	(—)
合計	6	32,400	32,400	—	—
（うち社外役員）	(4)	(5,400)	(5,400)	(—)	(—)

（注）１．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役の報酬限度額は、2018年11月28日開催の第７回定時株主総会において27,600千円以内と決議（当該決議時の取締役の員数は3名、うち社外取締役は1名）されており、当該株主総会後の取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長石井智宏氏が、取締役３名（うち社外取締役１名）の個人別の報酬額を決定しております。なお、当事業年度における変更はありません。また、個人別の報酬額の決定権限を委任した理由は、代表取締役社長石井が当社の属する業界に携わってきた経験から、当社の経営内容、取締役の責任・貢献度等を俯瞰して把握しているためであります。
３．監査役の報酬限度額は、2018年11月28日開催の第７回定時株主総会において4,800千円以内と決議（当該決議時の監査役の員数は３名）されており、当該株主総会後に監査役の協議に一任し、監査役３名の個人別の報酬額を決定しております。なお、当事業年度における変更はありません。

(5) 社外役員に関する事項

取締役安達俊久氏の「取締役及び監査役の氏名等」に記載の重要な兼職先と当社との間には、特別な利害関係はありません。

監査役髙松明氏及び吉永健兒氏の「取締役及び監査役の氏名等」に記載の重要な兼職先と当社との間には、特別な利害関係はありません。

当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	安達　俊久	当事業年度に開催された取締役会には、20回中20回出席し、主にベンチャーキャピタル及び代表取締役として培ってきたベンチャー企業に対する深い知見及び経営者としての豊富な経験・見地から適宜発言を行い、当社の経営体制の強化への助言を行いました。
社外監査役	成田　芳生	当事業年度に開催された取締役会には、20回中20回、監査役会には、13回中13回出席し、主に上場会社の総務部長、監査室長等幅広い業務を通じて培ってきた豊富な経験・見地から適宜発言を行い、当社の監査体制強化に適切な役割を行いました。
社外監査役	髙松　明	当事業年度に開催された取締役会には、20回中20回、監査役会には、13回中13回出席し、主に公的機関である中央銀行、金融商品取引所及び上場企業の役員として培ってきた豊富な経験・見地から適宜発言を行い、当社の監査体制強化に適切な役割を行いました。
社外監査役	吉永　健兒	当事業年度に開催された取締役会には、20回中20回、監査役会には、13回中13回出席し、主にベンチャーキャピタル及び複数の企業の社外監査役として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行い当社の監査体制強化に適切な役割を行いました。

(6) 社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役安達俊久氏は、長年に渡るベンチャーキャピタル及び代表取締役としての経験に基づき、ベンチャー企業に対する深い知見を有していることから、その経営者としての豊富な経験と独立した立場からの助言や実効性ある監督機能が期待されました。当事業年度において同氏は、取締役会において中長期的視点に基づいた重要な助言や、ベンチャー企業が上場会社に成長を遂げるために必要な事業運営に関する助言を積極的に行い、また、適宜疑問点を質問し明らかにするなど、経営の効率性と公正性の確保に寄与しており、その期待される役割を十分に果たしました。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

ＰｗＣ京都監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,000千円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会が、会計監査人の監査計画及び報酬見積りの算出根拠等が当社の事業規模や事業内容等を勘案した結果、会計監査人の報酬等の額として妥当であると判断し、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、PwC京都監査法人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において「内部統制システム基本方針」を決議し、この基本方針に基づいて内部統制システムを整備するとともに、運営の徹底を図っております。また、規程遵守の実態確認と内部牽制機能が有効に機能していることを確認するために、内部監査を実施しております。監査役会、会計監査人と連携し、監査の実効性を確保しております。

その概要は、以下のとおりであります。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、ミッションとして掲げた『テクノロジーでサポートを新しく。』の実現のために、全役員及び従業員が法令及び定款を遵守しながら事業を遂行してまいります。

(2) 当社は、法令遵守が事業を継続する上での最優先事項であると位置づけ、「コンプライアンス規程」その他法令及び定款を遵守して業務を行うために必要となる各種社内諸規程を整備し、適宜見直し、社内研修等を通じた周知により、役員及び従業員にその実行を義務付けます。

(3) 当社は、外部機関、コーポレートディビジョン内に設ける内部通報対応事務局及び監査役を通報窓口とする内部通報制度を制定しており、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって法令遵守を旨とする当社の健全な経営に資するよう体制を整備しております。

(4) 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行います。

(5) 代表取締役社長は内部監査責任者を指名し、当該内部監査責任者は「内部監査規程」に則り監査を実施し、当社各部門が法令及び定款、社内諸規程を遵守していることを確認し、結果を代表取締役社長に報告します。

(6) 財務報告の適正性を確保するために、経理及び決算業務並びに財務報告に関する規程やマニュアル等を定め、財務報告の適正性に係る内部統制を整備し、これを運用します。また、社長が指名する評価担当者は、これら内部統制の整備及び運用の状況を毎期評価し、不備の有無の確認と必要な改善を行ってまいります。

(7) 当社は市民社会の秩序を乱し脅威を与える反社会的勢力との関係は一切持たず、これら反社会的勢力からの不当な要求に対しては毅然とした態度でこれに臨みます。また、反社会的勢力対応規程類の制定、社外の専門機関とも連携して、全ての役員及び従業員が反社会的勢力の排除に向けた行動を徹底いたします。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
取締役の職務の執行や意思決定に係る議事録、稟議書その他の情報や記録は、電磁的記録も含め、法令及び当社が定める「文書管理規程」、「情報管理規程」及びその他の関連諸規程に従って保存及び管理を適正に行い、取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧することができます。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) 「リスク管理規程」を整備し、当社事業に関連する顕在化リスク及び潜在的なリスクへ対応します。
(2) 把握されたリスク情報は毎月開催する経営会議における部門責任者の報告を通じて社内で共有され、対応の検討を行います。また、重要なリスクについては取締役会において協議し、適時に実効性のある対策を講じます。

４．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 取締役会規程に基づき毎月取締役会を開催し、また必要な場合には臨時取締役会を開催し、経営上重要となる意思決定を迅速に行います。
(2) 取締役及び各部門の責任者である執行役員が出席する経営会議を毎月開催して、各部門からの報告を通じて取締役の職務執行に必要となる情報の集中を図ります。
(3) 取締役の職務執行の効率性を確保するために、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を整備し、適切な職務権限の付与と明確に区分した業務分掌により業務を効率的に執行します。

５．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人への指示の実効性確保に関する事項
(1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、当該要請に対して監査役とコーポレートディビジョン長が協議のうえ適切な人材を配します。
(2) 監査役職務の補助者は、当該補助業務に関しては取締役及び所属上長から独立性を有するものとして扱います。会社が行う人事考課及び人事異動、あるいは懲戒処分に処する際は、事前に監査役とも協議し、必要な場合には監査役から同意を得るものとします。
(3) 監査役から補助業務に係る指示が行われた場合、当該補助者は当該職務を他の業務よりも優先して取り組むこととします。また、業務の性質上必要と認められる場合には、取締役等に対して当該指示やその具体的内容に関する説明を拒むことができるものとします。

6．当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及び当該者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制並びにその他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役及び従業員は、随時その職務の執行状況や監査役の求める事項について報告を行います。また、取締役及び従業員による法令違反や会社に著しい損害を及ぼす事実、又はそのおそれがある状況を発見した場合、速やかに監査役へ報告することとしています。

(2) 監査役に対する通報については、直接対面して行うほか、いつでも通報や相談ができる専用のメールアドレスを用意しております。なお、監査役への通報の内容については、事務局等の関係機関で行う事実確認、調査及び対応結果の連絡、その他当社のコンプライアンス強化・徹底の目的の範囲内で利用し、通報者本人の同意がない限り、社内外を問わず一切共有公開しないこととし、当該通報を行うことによって通報者に不利益が及ばないよう保護される制度としています。

(3) 監査役は、代表取締役社長、その他取締役及び執行役員と定期・不定期を問わず、コンプライアンス及びリスク管理への取組状況その他経営上の課題についての情報交換を行い、意思疎通を図るものとします。

(4) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席するとともに、監査業務の一環として取締役会議事録及び稟議書等の重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができるものとします。

7．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役又は監査役会がその職務の執行のために必要となる費用又は債務を、前払いや事後の精算等により当社に請求した際には、当該費用又は債務が職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかにこれを受理し、当該費用又は債務を会社が支払うものとします。

8．監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役会では、年間の監査計画を策定して監査項目や各監査役の役割分担を明確にし、監査の実効性と効率性を確保します。また、毎月及び必要に応じて監査役会を臨時に開催し、決議すべき事項の決定のほか、各監査役が実施した監査の状況について情報共有と協議を行い、問題点の有無や重点監査項目の検討等を行うことで、監査の実効性の向上を図ります。

(2) 監査役は取締役会に毎回出席し、議事に対する意見を述べ、必要な勧告を行うほか、取締役の職務執行の報告を受け、適宜質問を行います。

(3) 監査役は自ら当社各部門の業務状況について日常的に確認します。また、内部監

査担当者や監査法人と必要な意見交換を適宜行い、三者が連携することにより効果的な監査を実施します。

9．財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は財務報告の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価するための体制を構築します。

10．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした姿勢を貫くことを基本方針とし、対応部門を定め、警察等の関連外部機関と連携して対応してまいります。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記に掲げた業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

1．取締役会は、常勤の取締役２名と非常勤取締役１名で構成されております。取締役会は、原則として毎月１回定期的に開催し、経営の最高意思決定機関として、重要な経営事項の審議及び意思決定を行います。また、迅速な意思決定が必要な課題が生じた場合には、適宜、臨時取締役会を開催することになっております。取締役会には、監査役が毎回出席し取締役の業務執行の状況の監査を行っております。
当事業年度におきましては、取締役会を20回開催しております。

2．監査役会は、常勤監査役１名と非常勤監査役２名で構成されております。監査役会は、原則として毎月１回定期的に開催に加え、重要な事項等が発生した場合、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会では、法令、定款及び当社監査役監査規程に基づき取締役会の意思決定の適法性について意見交換されるほか、常勤監査役からの取締役等の業務執行状況の報告を行い、監査役会としての意見を協議・決定しております。また、監査役は定時取締役会並びに臨時取締役会及び戦略決定会議といった重要な会議に常時出席しており、取締役の業務執行について適宜意見を述べ、業務執行の全般にわたって監査を実施しております。監査役監査は、常勤監査役を中心に年度監査計画に基づき実施しており、監査等を通じて発見された事項等については、監査役会において協議されており、取締役会に対する監査指摘事項の提出がされております。

当事業年度におきましては、監査役会を13回開催しております。

3．当社は、会社の規模が比較的小さいため独立した内部監査部門は設けておりませんが、代表取締役社長が任命する内部監査担当者２名が、内部監査計画に従い、自己の属する部門を除く当社全部門に対して監査を実施し、代表取締役社長に対して監査結果を報告しております。代表取締役社長は、監査結果の報告に基づき、内部監査担当者を通じて被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。
また、内部監査担当者と監査役、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

4．当社は、リスク管理体制を構築し、コンプライアンスの遵守を実現するために、全社組織や業務に係る各種種程を整備しております。その上で、社内規程やマニュアルに沿った適正な運用を行っており、内部牽制が組織全体にわたって機能しております。経営を取り巻く各種リスクについては、リスクコンプライアンス委員会を設置し、代表取締役社長を中心として、各部門責任者がリスクの洗い出しからリスク対策のモニタリングまで行っており、特に重要なリスク管理は取締役会にて報告され、取締役、監査役による協議を行っております。
当事業年度におきましては、リスクコンプライアンス委員会を半期毎に2回開催しております。

貸 借 対 照 表

(2021年８月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**1,285,193**	**流動負債**	**282,376**
現金及び預金	1,083,453	買掛金	17,078
売掛金	172,120	短期借入金	40,000
仕掛品	2,517	１年内返済予定の長期借入金	7,969
貯蔵品	134	未払金	65,009
前払費用	20,595	未払費用	5,922
その他	6,371	未払法人税等	4,712
		前受金	61,942
固定資産	**488,483**	預り金	8,576
有形固定資産	**16,527**	賞与引当金	41,621
建物附属設備	17,394	未払消費税等	28,233
工具器具備品	21,172	資産除去債務	1,200
減価償却累計額	△22,039	その他	110
		固定負債	**110,147**
無形固定資産	**454,301**	長期借入金	100,000
商標権	604	繰延税金負債	3,647
ソフトウェア	453,697	資産除去債務	6,500
		負債合計	**392,524**
投資その他の資産	**17,654**	(純資産の部)	
投資有価証券	940	**株主資本**	**1,385,059**
長期前払費用	61	資本金	90,000
敷金	14,749	資本剰余金	1,056,166
その他	1,903	資本準備金	641,698
		その他資本剰余金	414,468
繰延資産	**3,906**	利益剰余金	238,892
株式交付費	3,906	その他利益剰余金	238,892
		特別償却準備金	45,630
		繰越利益剰余金	193,262
		純資産合計	**1,385,059**
資産合計	**1,777,583**	**負債・純資産合計**	**1,777,583**

損　益　計　算　書

（2020年９月１日から
2021年８月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		1,235,091
売上原価		515,439
売上総利益		719,651
販売費及び一般管理費		585,431
営業利益		134,220
営業外収益		
受取利息	10	
協賛金収入	14,700	
助成金収入	2,299	
雑収入	1	17,010
営業外費用		
支払利息	2,186	
為替差損	817	
株式交付費償却	650	
上場関連費用	1,000	4,653
経常利益		146,577
税引前当期純利益		146,577
法人税、住民税及び事業税		4,714
法人税等調整額		8,322
当期純利益		133,540

株主資本等変動計算書

（2020年９月１日から
2021年８月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
2020年９月１日残高	90,000	641,698	414,468	1,056,166
事業年度中の変動額				
特別償却準備金の取崩				
当期純利益				
事業年度中の変動額合計	―	―	―	―
2021年８月31日残高	90,000	641,698	414,468	1,056,166

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金			株主資本合計	
	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
	特別償却準備金	繰越利益剰余金			
2020年９月１日残高	58,579	46,771	105,351	1,251,518	1,251,518
事業年度中の変動額					
特別償却準備金の取崩	△12,949	12,949	―	―	―
当期純利益		133,540	133,540	133,540	133,540
事業年度中の変動額合計	△12,949	146,490	133,540	133,540	133,540
2021年８月31日残高	45,630	193,262	238,892	1,385,059	1,385,059

個 別 注 記 表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法

市場価格のないもの……移動平均法による原価法

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品……移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品……最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産…定率法

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	８～50年
工具器具備品	４～10年

無形固定資産…定額法

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費……新株の発行にかかわる費用を株式交付費（繰延資産）として計上し、定額法により３年で償却しております。

(4) 引当金の計上基準

賞与引当金……従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しています。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法……税抜方式によっております。

2．表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年３月31

日）を当事業年度末から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3．会計上の見積りに関する注記

（固定資産の減損）

①当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	16,527千円
無形固定資産	454,301千円
合計	470,829千円

②その他の情報

固定資産については、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、減損の要否を検討しております。当社は、固定資産の減損に係る回収可能性の評価にあたり、資産のグルーピングを行い、収益性が低下した資産グループについては、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として計上することになります。

当事業年度において、減損の兆候の有無の判定を行った結果、減損の兆候は無いものと判断しております。

その際に使用した将来事業計画は、主要な仮定に該当し、販売戦略を考慮して見積られた将来の売上予測に基づいております。当該見積りについて、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する減損損失の金額に影響を与える可能性があります。

4．貸借対照表に関する注記

該当事項はありません。

5．損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

6．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び株式数

普通株式　5,210,844株

(2) 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　519,372株

7．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については、余剰資金を事業に投資するまでの待機資金と位置づけその流動性を維持するため短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、必要に応じ銀行借入による方針であります。また、デリバティブ取引については行わない方針であります。

②金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、回収までの期間をおおむね短期に設定し、貸倒実績率も低いものとなっております。当該リスクについては、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握することで、信用リスクを軽減しております。

営業債務である買掛金、未払金、預り金、未払法人税等及び未払消費税等は、そのほとんどが３ヶ月以内の支払期日であります。また、営業債務については、月次で資金繰計画を作成するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。長期借入金は、事業活動に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後最長で１年11ヶ月であります。

③金融商品に係るリスク管理体制

a　信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信債権管理規程に従い、営業債権について、コーポレートディビジョンが主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

b　市場リスクの管理

投資有価証券につきましては、管理部門において定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

c　資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づきコーポレートディビジョンが適時に資金計画を作成し、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年８月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが困難と認められるものは、次表に含めておりません((注) 2.をご参照ください。)。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び売掛金	1,083,453	1,083,453	―
(2) 売掛金	172,120	172,120	―
資産計	1,255,574	1,255,574	―
(1) 買掛金	17,078	17,078	―
(2) 短期借入金	40,000	40,000	―
(3) 未払金	65,009	65,009	―
(4) 預り金	8,576	8,576	―
(5) 未払法人税等	4,712	4,712	―
(6) 未払消費税等	28,233	28,233	―
(7) 長期借入金（※）	107,969	107,969	―
負債計	271,580	271,580	―

(※) １年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負　債

(1)買掛金、(2)短期借入金、(3)未払金、(4)預り金、(5)未払法人税等、(6)未払消費税等

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7)長期借入金

これらの時価については、変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額（千円）
投資有価証券	940
敷金	14,749

投資有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表に含めておりません。

敷金については、本社事務所棟の賃貸借契約に伴うもので、市場価値がなく、返還時期の見積りが困難であるため、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表に含めておりません。

3. 長期借入金の決算日後の償還予定額

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）
長期借入金	7,969	100,000	―	―
合　　計	7,969	100,000	―	―

８．関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称又は氏名	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
主要株主(個人)及びその近親者	Nguyen Minh Ngoc	―	アプリ開発	―	業務委託	業務委託	5,151	未払金	439

(注) 1．上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。
2．価格その他の取引条件は、市場価格等を参考にしてその都度交渉の上、決定しております。

(2) 親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
主要株主(法人)	エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社	20,000,000	情報通信システムの開発等	(被所有)直接 10.01	業務委託	ソフトウエアライセンスの販売及びソフトウエアの受注開発及び保守	253,405	売掛金	20,973

(注) 1．上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。
2．価格その他の取引条件は、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

９．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却超過額	5,852千円
賞与引当金	12,744千円
その他	3,596千円
繰延税金資産小計	22,193千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△4,479千円
繰延税金資産合計	17,716千円
繰延税金負債	
特別償却準備金	21,363千円
繰延税金負債合計	21,363千円
繰延税金負債の純額	3,647千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.59%
（調整）	
住民税均等割	1.56%
評価性引当額の増減	△25.91%
税率変更による影響	△0.32%
その他	△1.02%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	8.89%

(3) 法人税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

2021年９月の上場に際して行われた公募増資の結果、資本金が増加したことにより、外形標準課税が適用されることになりました。

これに伴い、繰延税金資産の計算に使用される法定実効税率は、2021年９月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については34.59%から30.62%に変更しております。

なお、この税率変更による影響は軽微です。

10. １株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　　265円80銭
１株当たり当期純利益　　25円63銭

（注）１．2021年５月17日開催の臨時取締役会における決議により、2021年６月１日付でＡ種優先株式64,071株、Ｂ種優先株式61,037株、Ｃ種優先株式47,679株及びＤ種優先株式43,450株を自己株式として取得し、その対価として普通株式を216,237株交付しております。これにより2021年６月１日における発行済普通株式数は434,237株となっております。

２．2021年５月17日開催の取締役会における決議により、2021年６月１日付で当社普通株式１株につき12株の割合で株式分割を行っております。これにより当事業年度の期首に当該株式分割及び種類株式から普通株式への転換が行われたと仮定し、１株当たり純資産額と１株当たり当期純利益を算出しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

(1) 公募増資による新株の発行

当社は、2021年９月２日付で東京証券取引所マザーズに上場いたしました。当社は上場にあたり、2021年７月29日及び2021年８月16日開催の取締役会において、次のとおり公募による新株式の発行を決議し、2021年９月１日に払込が完了しました。

（１）募集方法	一般募集 （ブックビルディング方式による募集）
（２）発行する株式の種類及び数	普通株式 360,000株
（３）発行価格	１株につき 1,280円 一般募集はこの価額にて行いました。
（４）引受価額	１株につき 1,177.60円 この価額は当社が引受人より１株当たりの新株式払込金として受取った金額であります。なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
（５）払込金額	１株につき 901円 この金額は会社法上の払込金額であり、2021年８月16日開催の取締役会において決定された金額であります。
（６）資本組入額	１株につき 588.80円
（７）発行価額の総額	460,800千円
（８）引受価額の総額	423,936千円

（９）払込金額の総額	324,360千円 会社法上の払込金額の総額であります。
(10) 資本組入額の総額	211,968千円
(11) 払込期日	2021年９月１日
(12) 資金の使途	SaaSプロダクトのバージョンアップ（新規機能追加等）のソフトウエア投資及び借入金の返済に充当する予定であります。

(2) 第三者割当増資

当社は、2021年９月２日付で東京証券取引所マザーズに上場いたしました。当社は上場にあたり、2021年７月29日及び2021年８月16日開催の取締役会において、大和証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を次のとおり決議し、2021年10月５日に払込が完了しました。

（１）発行する株式の種類及び数	普通株式 165,200株
（２）割当価額	１株につき 1,177.60円
（３）割当先	大和証券株式会社
（４）払込金額	１株につき 901円 この金額は会社法上の払込金額であり、2021年８月16日開催の取締役会において決定された金額であります。
（５）資本組入額	１株につき 588.80円
（６）割当価額の総額	194,539千円
（７）払込金額の総額	148,845千円 会社法上の払込金額の総額であります。
（８）資本組入額の総額	97,269千円
（９）払込期日	2021年10月５日
(10) 資金の使途	SaaSプロダクトのバージョンアップ（新規機能追加等）のソフトウエア投資及び借入金の返済に充当する予定であります。

12. その他の注記

（追加情報）

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り）

新型コロナウイルス感染症について、現時点では当社の事業活動が大幅に制限を受ける可能性は低く、収束時期等の予測は困難であるものの、当社の業績への影響は限定的であるものと考えております。

当社は、当該仮定を固定資産の減損等の会計上の見積りに反映しております。

なお、当社は、現在入手可能な情報に基づいて会計上の見積り・判断を行っておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響は不確定要素が多いため、上記と異なる状況が生じた場合には、将来における当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年10月25日

モビルス株式会社
取締役会　御中

ＰｗＣ京都監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	齋　藤　勝　彦
指定社員 業務執行社員	公認会計士	岩　崎　亮　一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、モビルス株式会社の2020年９月１日から2021年８月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

１．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2021年７月29日及び2021年８月16日開催の取締役会において、公募による新株式の発行を決議し、2021年９月１日に払込が完了している。

２．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2021年７月29日及び2021年８月16日開催の取締役会において、オーバーアロットメントによる株式の売出しに関連して、第三者割当増資による新株式の発行を決議し、2021年10月５日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2020年９月１日から2021年８月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＰｗＣ京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年10月26日

モビルス株式会社　監査役会

常勤監査役　成田　芳生

監査役　髙松　明

監査役　吉永　健兒

（注）監査役成田芳生、髙松明および吉永健兒は、会社法第２条第16号および第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

第10回定時株主総会会場ご案内図

【会場】東京都品川区西五反田三丁目11番６号サンウエスト山手ビル５階
当社本店会議室

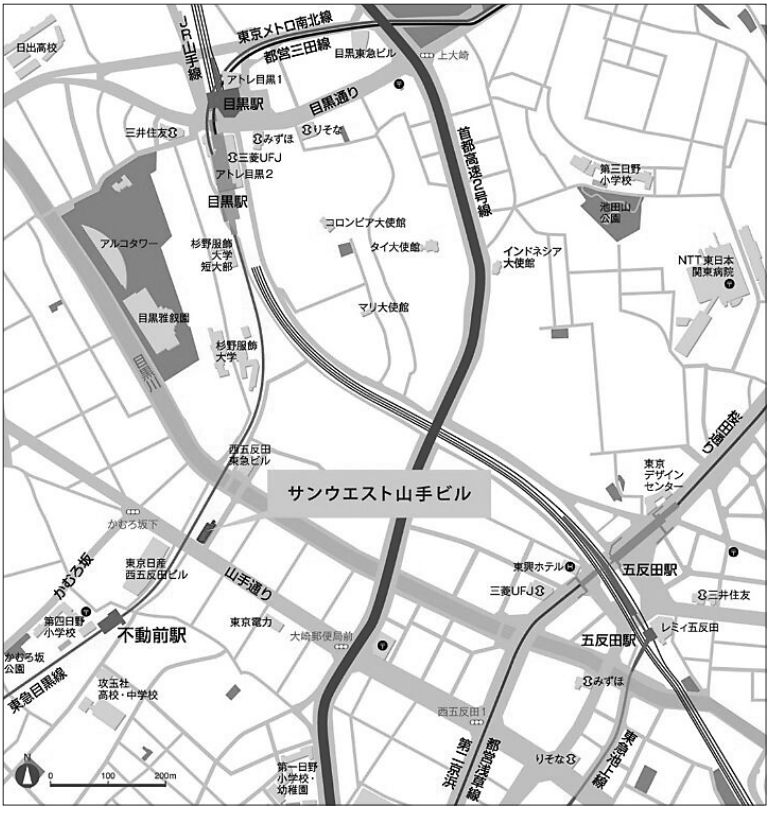

【最寄駅】東急目黒線　「不動前」駅徒歩３分
ＪＲ・東京メトロ南北線・都営三田線　「目黒」駅徒歩10分